

# 第98期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月23日(水曜日)  
午前10時

開催場所

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地  
(御茶ノ水ソラシティ1階)  
ソラシティカンファレンスセンター  
Room C  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)



ネットで  
招集

招集ご通知をネットで簡単・便利に!!

招集ご通知の掲載内容がパソコン・スマートフォン・タブレット端末からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8059/>



## 目次

第98期定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	7

## 議案及び参考事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 社外取締役の報酬額改定の件
- 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第5号議案 取締役賞与支給の件

(添付書類)	
事業報告	18
連結計算書類	44
計算書類	47
監査報告書	50

## 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。書面又はインターネットによる事前の議決権行使方法もぜひご活用ください。

株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。なお、本株主総会の模様の一部を、当社ウェブサイトにて後日オンデマンド配信する予定です。

本年は株主総会ご出席者へのお土産の配付を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第98期定時株主総会を6月23日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けられている皆様に心よりお見舞い申し上げます。

代表取締役社長

宇野 一郎



### 創業の精神

第一実業株式会社は、商事会社として  
経済社会の流通機構の一翼を担い、  
以て社会の繁栄に寄与することを目的として  
協力一致して積極的に活動し、  
堅実に運営して企業を安定成長せしめ、  
此処に働く人々の生活の向上  
幸福の増進を図る。

### 社は三原則

積極活動  
堅実運営  
協力一致

## 行動指針

我々は世界に通用する優良企業を目指して、  
誇りと責任を自覚し、  
社会に貢献すべく次のとおり行動します。

人を愛し、仕事を愛し、会社を愛することを基本として、  
素直な心で仕事に励み社会の発展に貢献します。

創意工夫と情報収集を盛んにし、世界的視野に立って  
時代の流れをよみとり、開発と改革に努めます。

誠意と信頼を基本に、お取引先に喜ばれる仕事をします。

常に高い目標を目指し、担当業界の雄になる為、  
勇気と信念を持ってチャレンジします。

心身の健全を保ち礼儀を正しくして  
働きがいのある明るい職場を作ります。

相手の立場を理解し、チームプレーに徹して、  
自己の責任を果たします。

原価意識を常に持って、物と時間を大切にし、  
業績の向上に努めます。

株 主 各 位

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地  
**第一実業株式会社**  
代表取締役社長 宇野一郎

## 第98期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第98期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

**なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次ページのいずれかの方法にて議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

- 1. 日 時** 2021年6月23日（水曜日） 午前10時
- 2. 場 所** 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地（御茶ノ水ソラシティ1階）  
ソラシティカンファレンスセンター Room C  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項**

報告事項	1.第98期（自2020年4月1日 至2021年3月31日） 事業報告及び計算書類報告の件 2.第98期（自2020年4月1日 至2021年3月31日） 連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項	第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 社外取締役の報酬額改定の件 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 第5号議案 取締役賞与支給の件

以 上

### 株主総会オンデマンド配信のご案内

本株主総会の模様の一部を、当社ウェブサイトにて後日オンデマンド配信する予定です。



配信開始予定

2021年7月上旬ころ

配信URL

<https://www.djk.co.jp/ir/meeting.html>

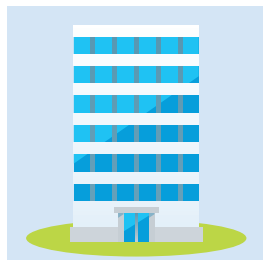


<ご留意事項>

- ご使用のパソコン等の端末及びインターネットの接続環境ならびに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合がございます。
- 動画配信をご視聴いただく場合の通信料等につきましては、株主様のご負担となります。
- 何らかの事情によりオンデマンド配信を中止とする場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

## 議決権の行使のご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法によりご行使いただくことができます。



### 1. 株主総会へのご出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。



株主総会日時 **2021年6月23日 (水) 午前10時**



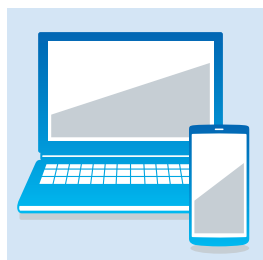
### 2. 郵送（書面）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付ください。

▶ 詳細につきましては5ページをご参照ください。



行使期限 **2021年6月22日 (火) 午後5時00分必着**



### 3. インターネットによる議決権行使

議決権行使ウェブサイト (<https://www.tosyodai54.net>) にアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。

▶ 詳細につきましては5・6ページをご参照ください。

行使期限 **2021年6月22日 (火) 午後5時00分まで**

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会にご出席されない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.djk.co.jp/>) に掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

## 議決権行使書のご記入方法

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

The image shows a proxy form for Taisei Real Estate Co., Ltd. The voting section is highlighted with a red box. It includes a '賛否表示欄' (Voting Display Column) with '賛' (Agree) and '否' (Disagree) options, and a grid for resolutions 1 through 5. Resolution 2 is noted as being for candidates only.

※上記は議決権行使書のイメージとなります。

### 第1・3・4・5号議案

- 賛成の場合 ▶ 「賛」に○印
- 反対の場合 ▶ 「否」に○印

### 第2号議案

- 全員賛成の場合 ▶ 「賛」に○印
- 全員反対の場合 ▶ 「否」に○印
- 一部候補者に賛成の場合
  - ▶ 「否」に○印をし、賛成する候補者の番号を記入
- 一部候補者に反対の場合
  - ▶ 「賛」に○印をし、反対する候補者の番号を記入

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

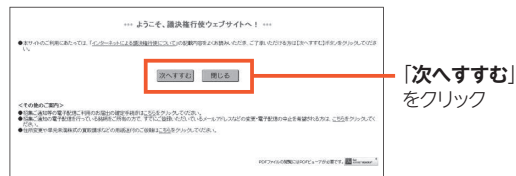
議決権行使ウェブサイト

<https://www.tosyodai54.net>



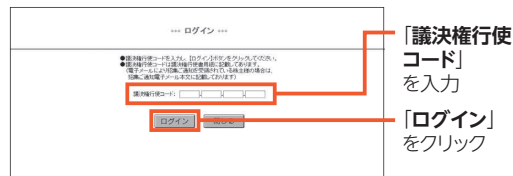
### 1 ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



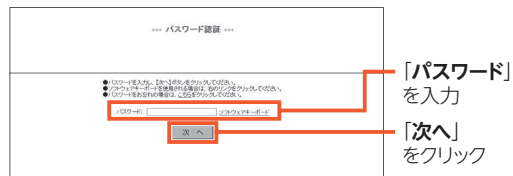
### 2 ログイン

議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



### 3 パスワードの入力

議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



### 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

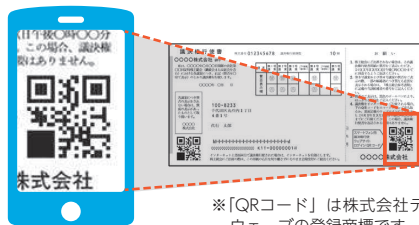
## スマートフォンにてQRコードを読み取る方法

### 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

#### 1 QRコードを読み取る

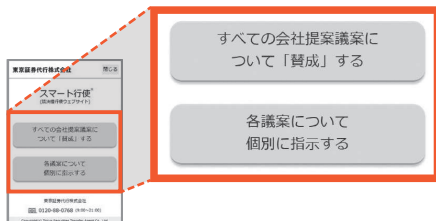
スマートフォンにて議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

#### 2 各議案の賛否を選択

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

### 議決権行使プラットフォームによる 議決権行使のご案内 ～機関投資家の皆様へ～

機関投資家の皆様には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

#### インターネットによる議決権行使についての注意事項

※ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

※ パソコンまたはスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

東京証券代行株式会社

0120-88-0768

受付時間：午前9時～午後9時

### 「ネットで招集」 サービスのご案内



「ネットで招集」からも  
「スマート行使」にアクセスいただけます。

「ネットで招集」の「議決権行使」ボタンを選択すると、お手持の端末のカメラが起動します。そこから議決権行使書用紙のQRコードを撮影しても、「スマート行使」へアクセスいただけます。



<https://s.srdb.jp/8059/>

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけており、業績に応じた適正な配当を実施することを基本方針としております。

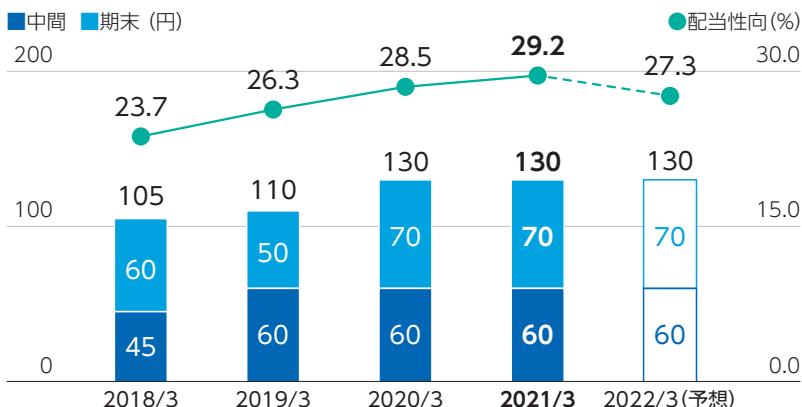
当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開及び安定配当の継続等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類  
金銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金70円 総額748,407,660円  
これにより、中間配当（1株につき60円）を含めました年間配当は1株につき130円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月24日

1株当たり配当金の推移



(注) 2017年10月1日付けで普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。2018年3月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり配当金を算定しております。



## 第2号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。当社は、独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保するべく、取締役会の構成における独立社外取締役の割合は、3分の1以上としております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の地位	出席回数／取締役会
1	再任	うの 一郎 宇野 一郎	代表取締役社長	14回／14回 (100%)
2	再任	てらかわ しげき 寺川 茂喜	専務取締役	14回／14回 (100%)
3	再任	にのみや りゅういち 二宮 隆一	常務取締役	14回／14回 (100%)
4	再任	うえの まさとし 上野 雅敏	常務取締役	14回／14回 (100%)
5	新任	まるもと やすし 丸本 靖	常務執行役員	
6	新任	ふかわ おさむ 府川 治	常務執行役員	
7	再任 社外 独立役員	さかもと よしかず 坂本 嘉和	社外取締役	14回／14回 (100%)
8	再任 社外 独立役員	たなか ゆきえ 田中 幸恵	社外取締役	14回／14回 (100%)
9	再任 社外 独立役員	やまだ なみか 山田 奈美香	社外取締役	11回／11回 (100%)

- (注) 1. 取締役会の開催回数につきましては、書面決議による開催を含んでおりません。  
2. 取締役山田奈美香氏につきましては、2020年6月24日就任後の状況を記載しております。

<ご参考>

## 本総会終結後の取締役のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の取締役候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役のスキル及び多様性は以下の表のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	本定時株主総会後 の地位（予定）	経験業務・知識等					属性		
			企業経営・ 企業戦略	業界知見・ 営業・ マーケティング	国際性	財務・ 会計	法務・ リスク マネジメント	その他	性別	独立性
1	宇野 一郎	代表取締役社長	●	●	●				男性	
2	寺川 茂喜	代表取締役専務	●	●					男性	
3	二宮 隆一	常務取締役	●	●	●				男性	
4	上野 雅敏	常務取締役		●	●			●※1	男性	
5	丸本 靖	常務取締役	●	●	●				男性	
6	府川 治	常務取締役			●	●	●		男性	
7	坂本 嘉和	取締役				●			男性	●
8	田中 幸恵	取締役						●※2	女性	●
9	山田 奈美香	取締役					●		女性	●

※1 テクノロジー・IT

※2 IR・広報、他業種知見

候補者番号

1

再任



う の いちろう  
**宇野 一郎**

(1959年11月12日生)

所有する当社の株式数

5,600株

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

取締役在任期間

5年0カ月 (本株主総会終結時)

## 略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月 当社入社  
2003年10月 当社大阪第一営業本部プラント・エンジニアリング部長  
2007年 4月 当社大阪プラント機械事業本部本部長代理  
2013年 4月 当社執行役員大阪事業本部長兼大阪支店長  
2014年 4月 当社執行役員、DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC. 取締役社長  
2016年 6月 当社常務取締役  
2017年 4月 当社代表取締役社長 (現任)  
(内部監査部、関係会社管掌)

(重要な兼職の状況)

株式会社第一メカテック代表取締役会長

## 選任の理由及び期待される役割

同氏は、化学プラント業界を主軸に国内外における長年の営業経験があり、また米国子会社の社長経験を経て、2017年に代表取締役に就任以降、重要な意思決定や業務執行の監督を担ってまいりました。経営者としても豊富な知見・見識を有し、グローバルな事業運営、コーポレート・ガバナンスの強化等をさらに推進し、企業価値の向上に寄与できると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

再任



てら かわ しげ き  
**寺川 茂喜**

(1957年7月17日生)

所有する当社の株式数

7,100株

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

取締役在任期間

8年0カ月 (本株主総会終結時)

## 略歴、当社における地位及び担当

1980年 4月 当社入社  
2005年 4月 当社大阪第一営業本部産機システム部長  
2010年 4月 当社大阪事業本部本部長代理  
2011年 4月 当社執行役員大阪事業本部長兼大阪支店長  
2013年 6月 当社常務取締役  
2014年 4月 当社常務取締役兼常務執行役員大阪事業本部長兼大阪支店長兼ファーマ事業部長  
2015年 4月 当社常務取締役名古屋支社長  
2017年 4月 当社常務取締役大阪支社長兼名古屋支社長  
2019年 4月 当社常務取締役大阪支社長  
2021年 4月 当社専務取締役 (現任)  
(プラント・エネルギー事業本部、エナジーソリューションズ事業本部、ヘルスケア事業本部、コーポレート支店管掌)

(重要な兼職の状況)

第一実業ビスウィル株式会社代表取締役専務取締役

## 選任の理由及び期待される役割

同氏は、粉体処理の分野において長年の営業経験があり、新事業の開拓及び既存事業の拡充を推進してまいりました。2013年に取締役に就任以降、幅広い産業用機械の知見をもって重要な意思決定や業務執行の監督を担い、経営者として豊富な経験・見識を有しております。自動車業界、ヘルスケア業界、二次電池業界など成長分野を含む事業全般を俯瞰する営業体制の強化、拡充に寄与できるものとして引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

再任



にのみや りゅういち

**二宮 隆一**

(1961年10月10日生)

所有する当社の株式数

6,200株

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

取締役在任期間

2年0カ月 (本株主総会終結時)

## 略歴、当社における地位及び担当

1984年 4月 当社入社  
2005年 4月 当社名古屋営業本部電子精機第一部長  
2009年 4月 当社名古屋事業本部本部長代理  
2011年 4月 当社執行役員名古屋事業本部長兼名古屋支店長  
2015年 4月 当社執行役員、DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD. 取締役社長  
2019年 4月 当社執行役員名古屋支社長  
2019年 6月 当社常務取締役名古屋支社長 (現任)  
(産業機械事業本部、自動車事業本部、エンジニアリングセンター、アジア、中国エリア管掌)

## 選任の理由及び期待される役割

同氏は、自動車関連業界において長年にわたる営業経験及び米国、アジアでの駐在経験があり、国内外の事業活動を拡充してまいりました。2019年に取締役に就任以降、重要な意思決定や業務執行の監督を担い、経営者として豊富な経験・見識を有しております。海外事業の発展及びエンジニアリング機能の強化を推進していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

再任



うえの まさとし

**上野 雅敏**

(1962年9月23日生)

所有する当社の株式数

4,200株

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

取締役在任期間

2年0カ月 (本株主総会終結時)

## 略歴、当社における地位及び担当

1985年 4月 当社入社  
2003年 4月 当社精機営業本部電精ファインデバイス第一部長  
2008年 10月 当社PFSC統括事業本部本部長代理  
2013年 4月 当社執行役員エレクトロニクス事業本部長  
2019年 6月 当社常務取締役 (現任)  
(エレクトロニクス事業本部、航空・インフラ事業部、経営企画本部、米州、欧州管掌)

## 選任の理由及び期待される役割

同氏は、エレクトロニクス関連業界を軸に長年の営業経験及び米国での駐在経験があり、国内外の事業活動を拡充してまいりました。2019年に取締役に就任以降、重要な意思決定や業務執行の監督を担ってまいりました。エレクトロニクスをはじめ最先端分野の豊富な経験・見識を有しており、当社グループ経営におけるデジタルトランスフォーメーションを推進していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

新任



まる もと やすし  
**丸本 靖**

(1963年8月1日生)

所有する当社の株式数

2,000株

候補者番号

6

新任



ふ かわ おさむ  
**府川 治**

(1968年5月28日生)

所有する当社の株式数

2,700株

## 略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月 新日本証券株式会社（現 みずほ証券株式会社）入社  
 1990年 4月 当社入社  
 2007年 4月 当社大阪プラント機械事業本部プラント・エンジニアリング部長  
 2016年10月 PT. DJK INDONESIA PRO-Dept. General Manager  
 2018年10月 当社プラント・エネルギー事業本部本部長代理  
 2019年 4月 当社執行役員プラント・エネルギー事業本部長  
 2021年 4月 当社常務執行役員大阪支社長兼プラント・エネルギー事業本部長（現任）  
 （エナジーソリューションズ事業本部担当）

## 選任の理由及び期待される役割

同氏は、化学プラント業界を主軸に国内外における長年の営業経験があり、近年需要が旺盛な二次電池製造分野のほか、再生可能エネルギー関連の事業展開を加速させてまいりました。業界における幅広い知見を有しており、このたび新設したエナジーソリューションズ事業の拡大・発展にも貢献できると判断したため取締役候補者といたしました。

## 略歴、当社における地位及び担当

1992年 4月 当社入社  
 2006年 4月 DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD. Director  
 2008年 4月 DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC. General Manager  
 2010年10月 DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC.  
 取締役 (Secretary & Treasurer)  
 2013年 4月 当社管理本部財務部長  
 2015年10月 当社経理本部本部長代理  
 2019年 4月 当社執行役員管理本部長  
 2020年 4月 当社執行役員経理本部長  
 2021年 4月 当社常務執行役員CFO兼経理本部長（現任）  
 （企画管理部、コーポレートコミュニケーション部担当）

## 選任の理由及び期待される役割

同氏は、長年にわたって管理部門業務に従事し、米国、アジアでの駐在経験を生かし、国内外の財務、会計、法務及びリスクマネジメントの分野において実務に基づいた専門的な知識を有しております。この豊富な知見と幅広い見識は、当社CFOとして財務戦略の立案及び実行を可能にし、ひいては企業価値の向上に寄与できると判断したため取締役候補者といたしました。

## 株主総会参考書類

候補者番号

7

再任

社外

独立役員



さか もと よし かず

**坂本 嘉和**

(1956年6月10日生)

所有する当社の株式数

0株

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

取締役在任期間

6年0カ月 (本株主総会終結時)

### 略歴、当社における地位及び担当

- 1975年 4月 東京国税局入局  
2010年 7月 石田税務会計事務所勤務  
2010年 9月 税理士登録  
坂本嘉和税理士事務所 (現 坂本・小山・沼澤税務会計事務所) 勤務 (現任)  
2015年 6月 当社取締役 (現任)

### 選任の理由及び期待される役割

同氏は、会社経営に関与したことはないものの、国税局における長年にわたる経験を通して培われた財政、金融、税務等に関する高い知見、識見を有しております。2020年に新設されたガバナンス委員会では委員長を務め、当社グループ全体のガバナンス体制の強化に貢献し、当社の会社経営の品質向上に対する適切な助言や監督を行っております。今後も上記理由により職務を遂行できると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

8

再任

社外

独立役員



た なか ゆき え

**田中 幸恵**

(1970年3月18日生)

所有する当社の株式数

0株

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

取締役在任期間

5年0カ月 (本株主総会終結時)

### 略歴、当社における地位及び担当

- 1992年 4月 株式会社乃村工藝社入社  
1998年12月 有限会社デュアル設立  
2002年 9月 IR支援会社での専門誌編集業務を経て、IRツールの取材・執筆活動に従事 (現任)  
2016年 6月 当社取締役 (現任)

### 選任の理由及び期待される役割

同氏は、会社経営に関与したことはないものの、上場企業のIR活動における経営者への取材・執筆活動を通じて培った知見を生かし、説明責任やガバナンス強化の視点からの発言及び当社のIR・広報活動、働き方やダイバーシティ (多様性) に関する柔軟かつ適切な助言をいただいております。今後、さらに重要度を増す株主との建設的な対話を実現するコーポレートコミュニケーション活動の充実に対する助言及び指導に期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

9

再任

社外

独立役員



やま だ な み か  
**山田 奈美香**

(1989年5月19日生)

所有する当社の株式数

0株

取締役会への出席状況

11回/11回 (100%)

取締役在任期間

1年0カ月 (本株主総会終結時)

## 略歴、当社における地位及び担当

2018年 1月 弁護士登録  
2019年 1月 宏和法律事務所入所  
2019年 5月 文部科学省コンプライアンスチーム支援メンバー (現任)  
2019年 6月 公益財団法人全日本柔道連盟  
コンプライアンスホットライン窓口 (現任)  
2020年 6月 当社取締役 (現任)  
2021年 1月 山田・尾崎法律事務所入所 (現任)

## 選任の理由及び期待される役割

同氏は、会社経営に関与したことはないものの、弁護士として企業法務に関する幅広い知見を有しており、グローバル経営が進み、法的視点が一層重要になっている当社の現況において、こうした視野に立ちコンプライアンス等に関する柔軟かつ適切な助言及び指導をいただいております。今後も同氏の助言によりコーポレート・ガバナンスの強化が期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

取締役候補者各氏に関する特記事項

1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟等の損害を当該保険契約で補償することとしております。候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

社外取締役候補者各氏に関する特記事項

1. 坂本嘉和氏、田中幸恵氏及び山田奈美香氏は、社外取締役候補者であります。
2. 坂本嘉和氏、田中幸恵氏及び山田奈美香氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、坂本嘉和氏は6年、田中幸恵氏は5年、山田奈美香氏は1年であります。
3. 当社は、坂本嘉和氏、田中幸恵氏及び山田奈美香氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
4. 坂本嘉和氏、田中幸恵氏及び山田奈美香氏は、東京証券取引所所有価証券上場規程に定める独立役員であり、原案どおり選任された場合には引き続き独立役員となる予定です。
5. 山田奈美香氏の戸籍上の氏名は、畠中奈美香であります。
6. 山田奈美香氏は、当社が法律顧問契約を締結している山田秀雄弁護士が主宰する山田・尾崎法律事務所に所属しておりますが、同事務所に対する2021年3月期の弁護士報酬の支払額は、金額として1,000万円を超えず、当社ならびに同事務所双方の売上高に占める割合は、1%未満であります。

### 第3号議案 社外取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2016年6月22日開催の第93期定時株主総会において、「月額2,300万円以内（うち社外取締役分は月額100万円以内）」とご承認いただき、現在に至っております。その後、グローバル経営の体制確立ならびにコーポレート・ガバナンスの一層の強化のため、2020年6月24日開催の第97期定時株主総会において社外取締役を2名から1名増員し、現在は3名で構成されていることから、取締役の報酬額のうち社外取締役の報酬額を増額し月額100万円以内から150万円以内と改定いたしたいと存じます。

また、上記の通り、2020年6月24日開催の第97期定時株主総会において社外取締役が2名から3名に増員されたにもかかわらず、社外取締役の報酬限度額を変更しなかった結果、第98期事業年度に係る社外取締役の報酬額が、合計で年額1,590万円となり社外取締役の報酬限度額である年額1,200万円（月額100万円）を超えておりました。そのため、社外取締役の報酬限度額を2020年6月24日に遡って、この度の増額後の金額に変更することで、第98期事業年度に係る社外取締役の報酬額につきましてもご承認をいただきたいと存じます。

なお、取締役全体の報酬額につきましては、従来どおり月額2,300万円以内のままとし、社外取締役の増員に伴い、社外取締役の報酬額のみを改定するものであり、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（当該方針の内容は、当社の第98期事業報告35ページをご参照ください。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）となります。



**第4号議案****取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件**

当社の取締役の報酬等の額は、2016年6月22日開催の第93期定時株主総会において、月額2,300万円以内（うち社外取締役分は月額100万円以内）とご承認いただいておりますが、第3号議案「社外取締役の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役の報酬等の額は、月額2,300万円以内（うち社外取締役分は月額150万円以内）となります。また、2015年6月23日開催の第92期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）に対して年額6,000万円以内でストックオプションとしての新株予約権を発行することにつきご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記のストックオプションに関する報酬に代えて、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額3,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。なお、本制度に係る議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、すでに付与済みのものを除き、取締役に対するストックオプション制度を廃止し、今後、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役3名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分ならびにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件といたします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（当該方針の内容は、当社の第98期事業報告35ページをご参照ください。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

### 【本割当契約の内容の概要】

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### (2) 退任時の取り扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4) 組織再編等における取り扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

## 第5号議案 取締役賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時点の社外取締役を除く取締役6名に対し、取締役賞与総額1億1,220万円を支給することといたしたいと存じます。なお、本議案における報酬額は、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（当該方針の内容は、当社の第98期事業報告35ページをご参照ください。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

以上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による急激な減速に始まり、感染の第2波、第3波、変異株の発生・拡散と続く中、年度を通じて全般的に低調に推移しました。一方そのような推移の中で、リモートワークの拡大やDX、脱炭素化の加速やSDGs達成に向けた需要が増大し、また年度後半にかけて設備投資や輸出が回復基調となるなど、依然不透明感が強く予断を許さない状況にあるものの、将来に向けてのキーワードが明確になり、回復への期待を抱かせる状況となりました。

このような状況の中で、当社グループでは、年度前半において新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け業績が落ち込んだものの、中期経営計画の2年目においてファーマ事業の呼称をヘルスケア事業に変更するとともに事業領域を拡大し、また、車載用リチウムイオン電池製造設備関連の需要、5G通信システムやDX関連需要を取り込むなど時流に合った活動を堅実かつ積極的に行いました。その結果、年度後半において業績は回復基調となったものの前半の落ち込みを取り戻すまでには至らず、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度と比べて214億47百万円減少の1,400億29百万円（前期比13.3%減）となりました。

利益面では、営業利益は12億68百万円減少の57億29百万円（前期比18.1%減）、経常利益は9億61百万円減少の64億64百万円（前期比13.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億21百万円減少の47億54百万円（前期比2.5%減）となりました。

# 事業報告

## 業績ハイライト

売上高

1,400億29百万円

前期比13.3% 

営業利益

57億29百万円

前期比18.1% 

経常利益

64億64百万円

前期比13.0% 

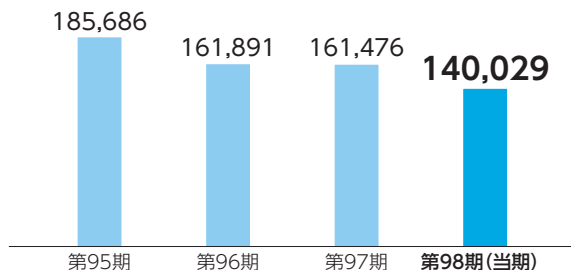
親会社株主に帰属する当期純利益

47億54百万円

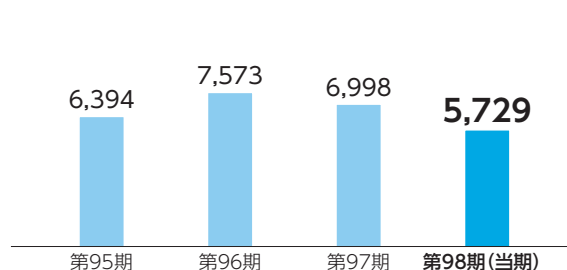
前期比2.5% 

## 業績の推移

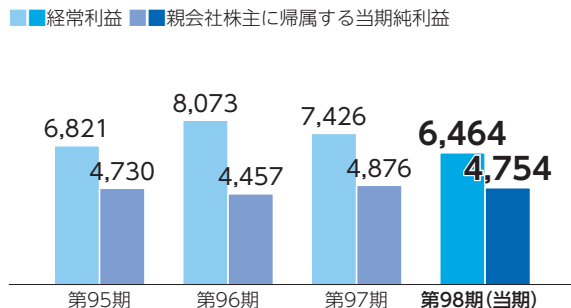
売上高 (百万円)



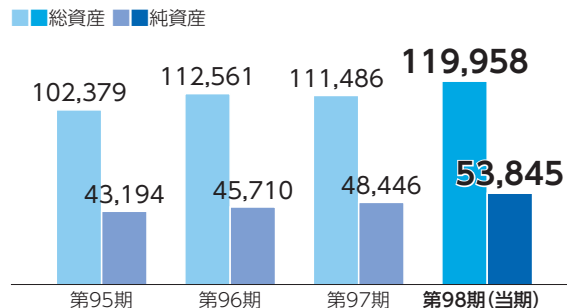
営業利益 (百万円)



経常利益／親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



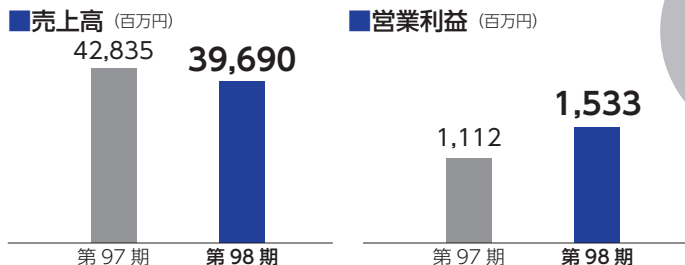
総資産／純資産 (百万円)



## セグメントの状況



## プラント・エネルギー事業

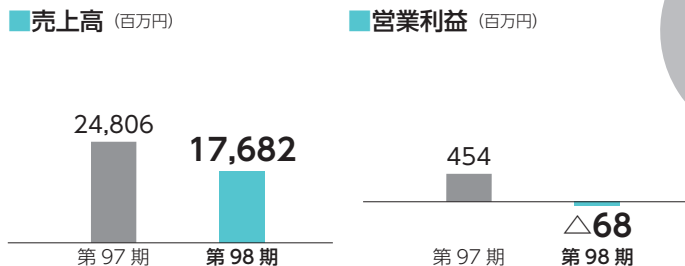


売上高構成比  
**28.3%**

各種プラント設備や車載用リチウムイオン電池製造設備等の大型案件が減少したことから、売上高は31億44百万円減少の396億90百万円（前期比7.3%減）となりましたが、粗利率が向上したため、セグメント利益（営業利益）は4億21百万円増加の15億33百万円（前期比37.9%増）となりました。

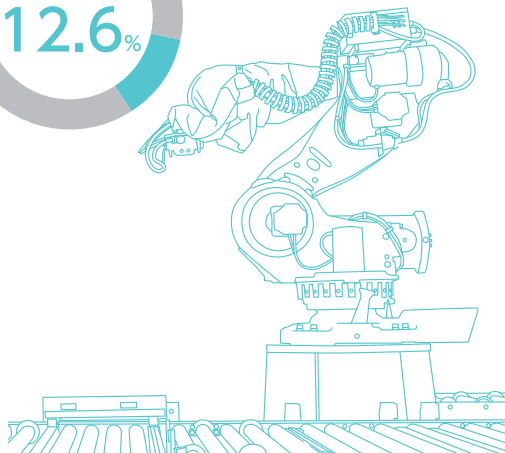


## 産業機械事業

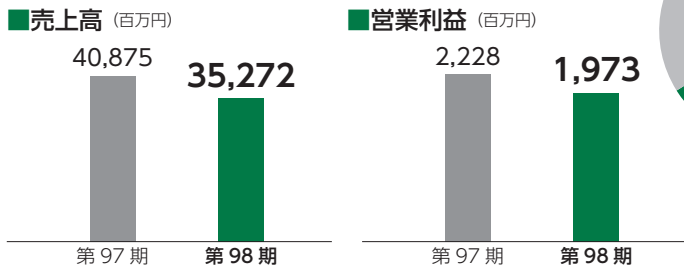


売上高構成比  
**12.6%**

プラスチック製品・食品関連業界向けの成形機及び周辺機器、自動加工機等の売上が大幅に減少したため、売上高は71億23百万円減少の176億82百万円（前期比28.7%減）、セグメント損益（営業損益）は5億22百万円減少の68百万円の損失となりました。

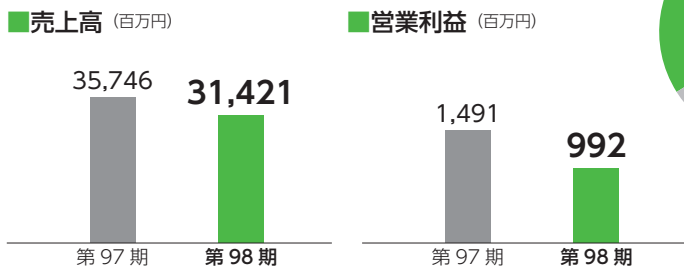


## エレクトロニクス事業



IT及びデジタル関連機器製造会社向けの電子部品製造関連設備等の販売が減少したため、売上高は56億3百万円減少の352億72百万円（前期比13.7%減）、セグメント利益（営業利益）は2億55百万円減少の19億73百万円（前期比11.5%減）となりました。

## 自動車事業



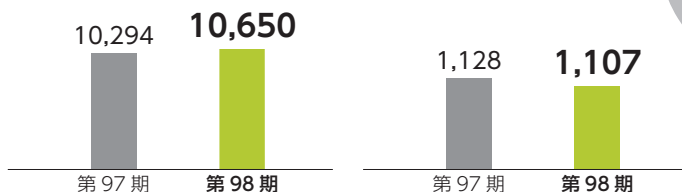
自動車関連業界向けの自動組立ライン、塗装ライン、車載電子部品製造関連設備等の需要が少なかったため、売上高は43億24百万円減少の314億21百万円（前期比12.1%減）、セグメント利益（営業利益）は4億99百万円減少の9億92百万円（前期比33.5%減）となりました。



## ヘルスケア事業

■売上高 (百万円)

■営業利益 (百万円)



錠剤印刷検査装置やパッケージング用機器・装置等の売上が増加したため、売上高は3億55百万円増加の106億50百万円（前期比3.5%増）となりましたが、セグメント利益（営業利益）は21百万円減少の11億7百万円（前期比1.9%減）となりました。

売上高構成比

7.6%



## 航空事業

■売上高 (百万円)

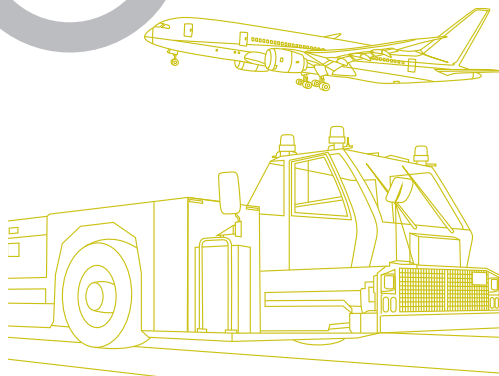
■営業利益 (百万円)



航空機地上支援機材及び空港施設関連機器等の売が大幅に減少したため、売上高は17億18百万円減少の50億57百万円（前期比25.4%減）、セグメント利益（営業利益）は1億82百万円減少の3億52百万円（前期比34.1%減）となりました。

売上高構成比

3.6%



### (2) 資金調達の様況

当連結会計年度における重要な資金調達はありませぬ。

### (3) 設備投資等の様況

当連結会計年度において、新ERPシステム構築に関連して781百万円の設備投資を行いました。

### (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況

当連結会計年度における重要な事業の譲渡、吸収分割又は新設分割はありません。

### (5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況

当連結会計年度における重要な持分又は新株予約権等の取得又は処分はありません。



## (6) 企業集団が対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、設備投資、輸出の回復基調の継続、またリモートワークの拡大やDX、脱炭素化の加速やSDGs達成に向けた需要の増大により、回復への期待を抱かせる状況となっているものの、新型コロナウイルス感染症拡大の懸念に加え、一部の国・地域における地政学的リスクの顕在化、原油価格下落のリスクや米中関係に起因する世界経済混乱の懸念が引き続き存在することから、楽観を許さない状況にあると見込まれます。

このような情勢の中で、2019年4月から2022年3月までの3年間にわたる中期経営計画「FACE2021」において、「困難にも向き合いながらさらなる成長を促進し、新たな価値を創造し、会社の『品質』を向上させる」をビジョンとし、営業と技術サービスの一体化、事業間交流による新たな価値の創造等、時流に適合した事業軸体制の進化により、収益力のさらなる向上を図ってまいります。

また、引き続きリスク管理の徹底を行うとともに、M&A、企業アライアンスの手段を検討する等、事業企画力の強化と経営資源の有効活用を考え、ダイナミックな経営を目指してまいります。

### 1. 時流に適合した事業軸の進化と収益力のさらなる向上

- ① 自動車事業の飛躍的発展を目指す。
- ② 営業と技術サービスの一体化を進め、付加価値を向上させる。
- ③ 事業と事業との重なり（クロスポイント）から新たなバリューを見出す。
- ④ エリアの重要性も忘れず、グローバル規模で考え、自分の地域で活動する。
- ⑤ ナショナルスタッフのさらなる戦力化を図り、現地主体の運営を目指す。

### 2. 経営推進力の強化

事業企画力の強化と経営資源の有効活用により、ダイナミックな経営を目指す。  
(M&A、企業アライアンスの手段を検討)

- ① リスク管理機関の一つとしての「投資検討委員会」を機能させる。
- ② 先端技術検討機関としての「AI & IoT委員会」から成功事例を創出する。
- ③ ダイバーシティに対応した「人事制度改革」を実行する。
- ④ グループ会社の統括的支援組織を新設する。

### 3. 会社の「品質」向上

- ① コンプライアンスを徹底しガバナンスを強化させる。
- ② ESG視点の活動を推進する。

なお、役職員が法令はもとより社会的規範を遵守するため「第一実業株式会社行動規範」に則り行動し、企業としての社会的責任を果たすとともに社会に貢献していくことにも注力していく所存ですので、何卒倍旧のご支援のほどお願い申し上げます。

## (7) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第95期 (2018年3月期)	第96期 (2019年3月期)	第97期 (2020年3月期)	第98期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
受注高	171,151 百万円	183,288 百万円	161,979 百万円	152,328 百万円
売上高	185,686 百万円	161,891 百万円	161,476 百万円	140,029 百万円
営業利益	6,394 百万円	7,573 百万円	6,998 百万円	5,729 百万円
経常利益	6,821 百万円	8,073 百万円	7,426 百万円	6,464 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	4,730 百万円	4,457 百万円	4,876 百万円	4,754 百万円
1株当たり当期純利益	443.97 円	418.31 円	456.38 円	444.70 円
総資産	102,997 百万円	112,561 百万円	111,486 百万円	119,958 百万円
純資産	43,194 百万円	45,710 百万円	48,446 百万円	53,845 百万円
1株当たり純資産額	4,042.28 円	4,274.47 円	4,521.29 円	5,023.70 円

(注) 2017年10月1日付けで普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。第95期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第95期 (2018年3月期)	第96期 (2019年3月期)	第97期 (2020年3月期)	第98期 (当事業年度) (2021年3月期)
受注高	141,490 百万円	155,488 百万円	139,481 百万円	132,316 百万円
売上高	159,223 百万円	134,647 百万円	135,899 百万円	126,439 百万円
営業利益	4,193 百万円	4,630 百万円	4,782 百万円	4,031 百万円
経常利益	4,623 百万円	5,011 百万円	5,219 百万円	4,527 百万円
当期純利益	2,972 百万円	2,489 百万円	3,352 百万円	3,329 百万円
1株当たり当期純利益	278.97 円	233.66 円	313.77 円	311.38 円
総資産	83,238 百万円	91,755 百万円	90,514 百万円	94,462 百万円
純資産	33,030 百万円	33,721 百万円	35,265 百万円	38,961 百万円
1株当たり純資産額	3,089.72 円	3,151.21 円	3,290.71 円	3,634.11 円

(注) 2017年10月1日付けで普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。第95期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (8) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社

会社名	資本金	議決権の 所有割合	主要な事業内容
株式会社第一メカテック	320百万円	100	% 機械等の技術開発・サービス
第一実業ビスウィル株式会社	100	100	外観検査装置の開発・製造・販売
第一実業ソーラーソリューション株式会社	15	51	太陽光発電装置の保守・管理サービス
DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC.	US\$ 4,000千	100	産業用各種機械器具の販売
DJK GLOBAL MEXICO, S.A. DE C.V.	US\$ 500千	100(100)	産業用各種機械器具の販売
D J K E U R O P E G M B H	EUR 25千	100	産業用各種機械器具の販売
上海一実貿易有限公司	US\$ 4,000千	100	産業用各種機械器具の販売
第一実業(香港)有限公司	194	100	産業用各種機械器具の販売
第一実業(広州)貿易有限公司	HK\$ 19,485千	100(100)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD.	394	100	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO (THAILAND) CO., LTD.	THB 210,000千	100(49)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI PROJECT SERVICE CO., LTD.	THB 2,000千	49(49)	建設の請負
DAI-ICHI JITSUGYO (MALAYSIA) SDN. BHD.	RM 1,500千	100(100)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO (PHILIPPINES), INC.	PHP 9,675千	100(100)	産業用各種機械器具の販売
P T. D J K I N D O N E S I A	US\$ 300千	100(100)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO (VIETNAM) CO., LTD.	US\$ 760千	100(100)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO INDIA PVT. LTD.	INR 170,000千	100(100)	産業用各種機械器具の販売

(注) 1. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

2. DAIICHI PROJECT SERVICE CO., LTD.の持分は50%以下ですが、実質的に支配しているため、子会社としたものであります。

### ② 企業結合の経過

該当事項はありません。

### ③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は「①重要な子会社」に記載した17社であります。

当連結会計年度における当企業集団の売上高は1,400億29百万円となり、前連結会計年度に比較して13.3%の減少となりました。経常利益は64億64百万円(前期比13.0%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は47億54百万円(前期比2.5%減)となりました。

### ④ 事業年度末日における特定完全子会社

該当事項はありません。

## (9) 主要な事業内容

当社の企業集団は、各種機械・器具・部品の販売及び各種機械・器具の賃貸等を主な内容とし、国内販売ならびに輸出入を行っております。また、一部商品については、子会社が製造を行っております。

## (10) 主要な事業所

### ① 当社の主要な事業所

本社	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
支社	大阪、名古屋
支店	東北（仙台）、広島、福岡
出張所	富山
海外事業所	ソウル支店

### ② 子会社の主要な事業所

株式会社第一メカテック	埼玉県川口市
第一実業ビスウィル株式会社	大阪府吹田市
第一実業ソーラーソリューション株式会社	東京都千代田区
DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC.	米国イリノイ州
DJK GLOBAL MEXICO, S.A. DE C.V.	メキシコ合衆国ケレタロ州
DJK EUROPE GMBH	ドイツ連邦共和国ヘッセン州
上海一実貿易有限公司	中華人民共和国上海市
第一実業(香港)有限公司	中華人民共和国香港特別行政区
第一実業(広州)貿易有限公司	中華人民共和国広東省広州市
DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD.	シンガポール共和国
DAIICHI JITSUGYO (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク
DAIICHI PROJECT SERVICE CO., LTD.	タイ王国バンコク
DAIICHI JITSUGYO (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア国クアラルンプール
DAIICHI JITSUGYO (PHILIPPINES), INC.	フィリピン共和国マカティ市
PT. DJK INDONESIA	インドネシア共和国ジャカルタ
DAIICHI JITSUGYO (VIETNAM) CO., LTD.	ベトナム社会主義共和国ハノイ市
DAIICHI JITSUGYO INDIA PVT. LTD.	インド共和国ハリヤナ州

## (11) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,229 名	+20 名

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤務年数
524 名	+16 名	40.2 才	12.5 年

## (12) 主要な借入先の状況

借入先	当期末借入残高
株式会社みずほ銀行	1,949 百万円
株式会社三井住友銀行	1,582
株式会社三菱UFJ銀行	1,270
株式会社りそな銀行	1,093

## 2 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,086,400株 (自己株式を含む)
- (3) 株主数 3,983名 (前期末比 297名減)
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
光通信株式会社	907 千株	8.49 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	725	6.78
株式会社みずほ銀行	511	4.78
株式会社三井住友銀行	511	4.78
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	432	4.04
株式会社三菱UFJ銀行	373	3.49
株式会社りそな銀行	338	3.16
三菱重工業株式会社	291	2.72
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	260	2.43
損害保険ジャパン株式会社	213	1.99

(注) 持株比率は、自己株式 (395千株) を控除して計算しております。

### 3 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名称	2011年9月発行 新株予約権	2013年9月発行 新株予約権	2015年9月発行 新株予約権	2017年9月発行 新株予約権	2019年9月発行 新株予約権
新株予約権の数	6個	24個	25個	58個	82個
保有人数					
当社取締役	2名	5名	5名	5名	5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,200株	4,800株	5,000株	11,600株	16,400株
新株予約権の払込価額	無償	無償	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2011年9月2日 ～ 2041年9月1日	2013年9月3日 ～ 2043年9月2日	2015年9月2日 ～ 2045年9月1日	2017年9月4日 ～ 2047年9月3日	2019年9月4日 ～ 2049年9月3日
新株予約権の行使の条件	(別記1)	(別記2)	(別記3)	(別記4)	(別記5)

#### (別記1)

##### 新株予約権の行使の条件

- 1 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- 2 新株予約権者が2041年8月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- 3 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- 4 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- 5 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。



## (別記2)

## 新株予約権の行使の条件

- 1 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- 2 新株予約権者が2043年8月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- 3 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- 4 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- 5 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

## (別記3)

## 新株予約権の行使の条件

- 1 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- 2 新株予約権者が2045年8月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- 3 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- 4 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- 5 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

## (別記4)

## 新株予約権の行使の条件

- 1 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- 2 新株予約権者が2047年8月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- 3 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- 4 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- 5 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(別記5)

新株予約権の行使の条件

- 1 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- 2 新株予約権者が2049年8月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- 3 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- 4 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- 5 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

### (2) 当事業年度中に当社の取締役を兼務していない執行役員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況		氏名
代表取締役 取締役社長	(内部監査部、関係会社管掌、株式会社第一メカテック代表取締役会長)	宇野 一郎
代表取締役専務	(経営企画室、経理本部、総務本部管掌)	鹿毛 之
常務取締役	(プラント・エネルギー事業本部、ヘルスケア事業本部、広島支店、福岡支店、上海一実グループ管掌、大阪支社長、第一実業ピスウィル株式会社代表取締役専務取締役)	寺川 茂喜
常務取締役	(産業機械事業本部、自動車事業本部、東北支店、エンジニアリングセンター推進部、DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD.管掌、名古屋支社長)	二宮 隆一
常務取締役	(航空事業部、エレクトロニクス事業本部、ソウル支店、DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC.、DJK EUROPE GMBH管掌、自動車事業本部副管掌)	上野 雅敏
常務取締役	(経営企画室、経理本部、総務本部副管掌)	* 水本 雅彦
取締役	税理士	坂本 嘉和
取締役	文筆家	田中 幸恵
取締役	弁護士	* 山田 奈美香
常勤監査役		* 川井 昭宏
監査役	公認会計士、KDDI 株式会社社外監査役	松宮 俊彦
監査役	税理士	小山 充義

- (注) 1. 取締役のうち坂本嘉和氏、田中幸恵氏及び山田奈美香氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち松宮俊彦氏及び小山充義氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役の川井昭宏氏は、当社管理部門の主要な職責を歴任し、その職務経験が豊富であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役の松宮俊彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役の小山充義氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役の坂本嘉和氏、田中幸恵氏及び山田奈美香氏、監査役の松宮俊彦氏及び小山充義氏は東京証券取引所所有価証券上場規程に定める独立役員であります。
5. 山田奈美香氏の戸籍上の氏名は、畠中奈美香であります。
6. \*印を付した取締役及び監査役は、2020年6月24日開催の第97期定時株主総会において選任され就任いたしました。
7. 監査役の松宮俊彦氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟等の損害を当該保険契約で補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び国内子会社の全取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

### (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を定めており、その概要は、取締役の報酬については、企業業績と企業価値の中長期的な向上を促すものとし、各役員の職責に見合った報酬体系としております。社外取締役を除く取締役には、役位、職責、勤務年数を主な考慮要素とした固定報酬と、会社業績の目標達成度に応じて変動する業績連動報酬及び株式報酬としてのストック・オプション（新株予約権付与）を併用し、社外取締役については、その職務の独立性という観点から固定報酬のみとしており、株主総会で決議された総額の範囲内において決定しております。社外取締役を除く経営陣幹部及び取締役の報酬については、独立社外取締役が過半数を占める任意のガバナンス委員会に諮問し、その答申を踏まえ取締役会が決定しております。

また、決定方針は取締役会で決議することとしております。

なお、取締役会及び取締役会により委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して決定していることから、取締役会は当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ② 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、その職務の独立性という観点から固定報酬のみとしており、株主総会で決議された総額の範囲内において決定しております。また、各監査役の報酬は、独立性を担保する目的で監査役全員の同意により監査役会にて決定しております。

#### ③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2016年6月22日開催の第93期定時株主総会において月額23百万円以内（うち、社外取締役月額1百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。なお、本株主総会の第3号議案が原

案どおり承認可決されることを条件として社外取締役の報酬額は月額1.5百万円以内に変更される予定です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2015年6月23日開催の第92期定時株主総会において、ストック・オプションの額を年額60百万円以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。但し、本株主総会の第4号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入し、既に発行済みのものを除き、取締役に対するストック・オプションは廃止され、今後取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行を行わないこととしております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。監査役の金銭報酬の額は、2004年6月25日開催の第81期定時株主総会において年額45百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

#### ④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社において、業績連動報酬等（賞与）については、取締役会の決議により代表取締役社長宇野一郎に一任して決定しております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。また、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会はガバナンス委員会に原案を諮問し答申を得るものとしております。取締役会の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して決定することとしております。

#### ⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬額の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	372 (15)	241 (15)	112 (―)	19 (―)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	33 (10)	33 (10)	― (―)	― (―)	4 (2)

- (注) 1. 会社業績向上に対する意識を高めるため、業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。当社の業績連動報酬は、成果・業績に対して処遇されるものであり、年次計画及び中期経営計画で掲げる各指標を全役員共通の評価指標に設定することにより、業績及び企業価値の向上に対する当該取締役の経営責任が一層明確になる内容としております。具体的には、役位別に基準を定め、年次計画及び中期経営計画との関係も勘案し、一定の範囲で変動させ、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各役員に係る報酬額を決定することとしております。なお、当事業年度においては年次計画及び中期経営計画に掲げる各指標を目標値とし、2021年3月期決算値をもとに算定しております。
2. 非金銭報酬等として取締役に対してストック・オプションを付与しております。当該ストック・オプションの内容及びその付与状況は3.新株予約権等に関する事項に記載のとおりです。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 社外役員の主な活動状況

取締役会においては議案の審議に必要な発言を適宜行い、監査役会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

なお、当事業年度における取締役会及び監査役会の出席状況（書面決議を除く）は次のとおりであります。

取締役	坂本 嘉和氏	取締役会	14回開催	うち	14回出席
取締役	田中 幸恵氏	取締役会	14回開催	うち	14回出席
取締役	山田奈美香氏	取締役会	11回開催	うち	11回出席
監査役	松宮 俊彦氏	取締役会	14回開催	うち	13回出席
		監査役会	16回開催	うち	16回出席
監査役	小山 充義氏	取締役会	14回開催	うち	14回出席
		監査役会	16回開催	うち	16回出席

また、社外取締役は、取締役会等の場において客観的な立場で、社外の良識や経験、見識に基づいた指摘や助言を行い、経営全般に対しての独立性と透明性の高い監視機能を発揮しております。独立社外取締役が過半数を占め、議長を務めるガバナンス委員会では、取締役会の諮問に応じて経営陣幹部及び取締役の指名・報酬及びその他ガバナンスに関する事項について活発に審議し、その内容を取締役会に対して答申又は提案を行っております。

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額 50百万円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭等の合計額 56百万円

なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

また、監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

非監査業務の内容は、新ERPシステム導入に関する助言・指導であります。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 子会社の監査

当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査を受けております。

## 6 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関し、「内部統制基本方針」を制定（最終改定：2015年6月23日）しており、その内容は次のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 行動指針、行動規範に則り、代表取締役が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令、定款及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- ② 会社の業務執行が、全体として適正かつ健全に行われるため、取締役は、企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令遵守の体制の確立に努める。また、監査役は、この内部統制システムの有効性と機能を監査し、必要あると認めたときは取締役に対し改善を助言又は勧告しなければならない。
- ③ 反社会的勢力への対応については、その排除・根絶のための情報の一元管理を徹底し、外部からの働きかけはリスク管理委員会において掌握し、その重大性の評価と検討を行う。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体（以下文書等という）に記録し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。



### (3) 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

同規程に定める経営危機が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営理念を機軸に策定される中期経営計画及び年度計画に基づき、各業務執行部門及び当社グループ会社において目標達成のために活動する。また、経営計画が、当初の予定通り進捗しているか業績報告を通じ毎月チェックを行う。
- ② 取締役の職務の執行については、取締役会規程に定められている決議事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料が全取締役及び監査役に配布される体制をとる。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に常務以上の役付取締役によって構成される常務会において審議を行い、取締役会の決定を経て執行する。
- ④ 取締役会の決定に基づく業務執行については、每期首に定める各取締役及び各執行役員の業務分掌において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

### (5) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基礎として、行動規範の社内への周知徹底を図る。
- ② 代表取締役直轄の内部監査部を設置し、内部監査規程を定め、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、必要に応じて、社内各部署にて監査、研修を実施する。
- ③ 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに代表取締役及び監査役に報告するものとする。

- ④ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部監査部長を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行う。
- ⑤ 監査役は、当社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

### (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社が定める関係会社管理規程に基づき、当社グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けるとともに、必要に応じて当社グループ会社会議を開催する。
- ② 当社グループ会社における業務の適正を確保するため、すべての当社グループ会社に行動規範を制定させるとともに、これを基礎として当社グループ各社で関連諸規程を定める。
- ③ 経営管理については管掌取締役を定め、当社との事前協議・報告制度による当社グループ会社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。
- ④ 取締役は、当社グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容に違反し、又はコンプライアンス上問題があると認められた場合には、代表取締役に報告するものとする。
- ⑤ 当社グループ会社を当社の内部監査部による監査対象とし、監査結果を当社代表取締役に報告する。

### (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における体制と当該使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役は、内部監査部長に監査業務に必要な事項を指示することが出来るものとし、監査役より監査業務に必要な指示を受けた内部監査部の職員は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けない。
- ② 内部監査部長は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

### (8) 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制 その他監査役への報告に関する体制ならびに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び以下に定める事項について、当社の監査役にその都度報告するものとする。
  - ・当社及び当社グループの内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
  - ・当社及び当社グループの重要な会計方針、会計基準及びその変更

- ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示事項の内容
  - ・内部通報制度の運用及び通報の内容
  - ・社内稟議書、各種取引申請書及び監査役から要求された会議議事録
- ② 監査役は、必要に応じて当社及び当社グループの取締役、執行役員及び使用人に対して、前号の報告を求めることができる。
  - ③ 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
  - ④ 内部通報規程の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
  - ⑤ 監査役は、当社の会計監査人の独立性を監視し、会計監査人から監査の内容について報告及び説明を求めるとともに、定期的に情報の交換を行うなど連携を図る。
  - ⑥ 監査役に報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをしてはならないものとする。その旨を当社及び当社グループの役員、使用人等に周知徹底する。
  - ⑦ 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理をする。

## 7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

### (1) 取締役会

取締役会は、社外取締役3名を含む9名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は原則として月1回（当事業年度は14回）定期的に開催し、法令及び定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議を行い、活発な意見交換がなされました。

### (2) 監査役会

監査役会は当事業年度中16回開催し、取締役の職務執行の監査、法令及び定款等の遵守について監査を行い、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行いました。併せて、社外取締役、会計監査人及び内部監査部と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を高めました。

なお、常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受けて取締役、執行役員及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、月1回開催の全社営業会議や年4回開催の予算会議等の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べました。

### (3) コンプライアンス及び社内研修

当社は、当社役職員に対し、役職に応じてコンプライアンス教育を実施し、その促進に当たり、Eラーニングや社内研修を通じて法令、定款及び社内ルールを遵守する取り組みを行っております。

### (4) 内部統制及び内部監査部

内部監査部は、当社の行動規範、内部監査規程、リスク管理規程及びその他の社内ルールの遵守状況について、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び主要子会社の業務監査、内部統制監査を定期的を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告しました。

---

(注) 本事業報告中に記載の金額は、百万円未満の端数を切捨てて表示しております。  
株式数は単位未満、持株比率は小数点第2位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
<b>流動資産</b>	<b>102,839</b>	<b>流動負債</b>	<b>63,889</b>
現金及び預金	33,295	支払手形及び買掛金	30,678
受取手形及び売掛金	32,572	短期借入金	7,113
電子記録債権	2,081	未払法人税等	1,096
商品及び製品	13,314	前受金	21,347
仕掛品	1,256	賞与引当金	947
原材料及び貯蔵品	437	役員賞与引当金	150
前渡金	13,935	受注損失引当金	10
その他	6,023	アフターサービス引当金	542
貸倒引当金	△76	その他	2,002
<b>固定資産</b>	<b>17,118</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,224</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>3,137</b>	長期借入金	480
建物	2,242	繰延税金負債	994
機械装置及び運搬具	702	役員退職慰勞引当金	32
工具、器具及び備品	1,326	退職給付に係る負債	420
土地	527	その他	296
E S C O事業資産	132	<b>負債合計</b>	<b>66,113</b>
太陽光発電事業資産	763		
賃貸用資産	816	<b>純資産の部</b>	
建設仮勘定	65	<b>株主資本</b>	<b>50,434</b>
減価償却累計額	△3,439	資本金	5,105
<b>無形固定資産</b>	<b>1,320</b>	資本剰余金	3,788
製造販売権	68	利益剰余金	42,436
ソフトウェア	142	自己株式	△895
ソフトウェア仮勘定	1,105	その他の包括利益累計額	3,276
その他	3	その他の有価証券評価差額金	3,099
<b>投資その他の資産</b>	<b>12,661</b>	繰延ヘッジ損益	△141
投資有価証券	9,932	為替換算調整勘定	81
退職給付に係る資産	1,283	退職給付に係る調整累計額	237
繰延税金資産	513	<b>新株予約権</b>	<b>107</b>
その他	1,093	<b>非支配株主持分</b>	<b>26</b>
貸倒引当金	△163	<b>純資産合計</b>	<b>53,845</b>
<b>資産合計</b>	<b>119,958</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>119,958</b>

連結損益計算書

(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		140,029
売上原価		118,572
<b>売上総利益</b>		<b>21,457</b>
販売費及び一般管理費		15,727
<b>営業利益</b>		<b>5,729</b>
営業外収益		
受取利息	104	
受取配当金	209	
仕入割引	216	
その他	401	931
営業外費用		
支払利息	38	
売上割引	1	
支払手数料	76	
その他	81	197
<b>経常利益</b>		<b>6,464</b>
特別利益		
投資有価証券売却益	332	
その他	5	337
特別損失		
投資有価証券売却損	62	
投資有価証券評価損	9	72
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>6,729</b>
法人税、住民税及び事業税	1,986	
法人税等調整額	△15	1,971
<b>当期純利益</b>		<b>4,757</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		3
親会社株主に帰属する当期純利益		4,754

## 連結株主資本等変動計算書

(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年4月1日残高	百万円 5,105	百万円 3,788	百万円 39,071	百万円 △890	百万円 47,074
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,390		△1,390
親会社株主に帰属する当期純利益			4,754		4,754
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	0	3,364	△5	3,359
2021年3月31日残高	5,105	3,788	42,436	△895	50,434

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額			
2020年4月1日残高	百万円 1,316	百万円 △85	百万円 △61	百万円 101	百万円 78	百万円 22	百万円 48,446
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,390
親会社株主に帰属する当期純利益							4,754
自己株式の取得							△5
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	1,782	△56	143	135	28	3	2,038
連結会計年度中の変動額合計	1,782	△56	143	135	28	3	5,398
2021年3月31日残高	3,099	△141	81	237	107	26	53,845

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
<b>流動資産</b>	<b>76,673</b>	<b>流動負債</b>	<b>54,243</b>
現金及び預金	16,468	買掛金	29,097
受取手形	2,023	短期借入金	6,295
電子記録債権	1,988	未払法人税等	808
売掛金	27,534	前受金	15,596
商品	11,375	賞与引当金	670
前渡金	11,466	役員賞与引当金	112
短期貸付金	300	受注損失引当金	10
未収入金	2,925	アフターサービス引当金	542
その他	2,604	その他	1,110
貸倒引当金	△14	<b>固定負債</b>	<b>1,257</b>
<b>固定資産</b>	<b>17,789</b>	長期借入金	480
<b>有形固定資産</b>	<b>2,269</b>	繰延税金負債	580
建物	1,377	その他	196
機械装置及び運搬具	53	<b>負債合計</b>	<b>55,500</b>
工具、器具及び備品	880		
土地	527		
E S C O事業資産	132	<b>純資産の部</b>	
太陽光発電事業資産	763	<b>株主資本</b>	<b>35,892</b>
賃貸用資産	735	<b>資本金</b>	<b>5,105</b>
建設仮勘定	38	<b>資本剰余金</b>	<b>3,788</b>
減価償却累計額	△2,239	資本準備金	3,786
<b>無形固定資産</b>	<b>1,217</b>	その他資本剰余金	2
製造販売権	68	<b>利益剰余金</b>	<b>27,894</b>
ソフトウェア	53	利益準備金	970
ソフトウェア仮勘定	1,095	その他利益剰余金	26,923
<b>投資その他の資産</b>	<b>14,302</b>	建物圧縮記帳積立金	24
投資有価証券	7,830	別途積立金	4,442
関係会社株式	5,050	繰越利益剰余金	22,456
その他	1,583	<b>自己株式</b>	<b>△895</b>
貸倒引当金	△162	<b>評価・換算差額等</b>	<b>2,962</b>
		その他有価証券評価差額金	3,107
		繰延ヘッジ損益	△145
		<b>新株予約権</b>	<b>107</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>38,961</b>
<b>資産合計</b>	<b>94,462</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>94,462</b>



## 損益計算書

(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		126,439
売上原価		112,973
<b>売上総利益</b>		<b>13,466</b>
販売費及び一般管理費		9,435
<b>営業利益</b>		<b>4,031</b>
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	331	
仕入割引	216	
その他	99	653
営業外費用		
支払利息	20	
売上割引	0	
支払手数料	53	
その他	81	157
<b>経常利益</b>		<b>4,527</b>
特別利益		
投資有価証券売却益	332	
その他	5	337
特別損失		
投資有価証券売却損	62	
投資有価証券評価損	9	72
<b>税引前当期純利益</b>		<b>4,792</b>
法人税、住民税及び事業税	1,405	
法人税等調整額	57	1,462
<b>当期純利益</b>		<b>3,329</b>

株主資本等変動計算書

(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金		
					建物圧縮 記帳積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
2020年4月1日残高	百万円 5,105	百万円 3,786	百万円 2	百万円 970	百万円 25	百万円 4,442	百万円 20,516
事業年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,390
建物圧縮記帳積立金の取崩					△1		1
当期純利益							3,329
自己株式の取得							
自己株式の処分			0				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	-	-	0	-	△1	-	1,940
2021年3月31日残高	5,105	3,786	2	970	24	4,442	22,456

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益		
2020年4月1日残高	百万円 △890	百万円 33,957	百万円 1,315	百万円 △86	百万円 78	百万円 35,265
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△1,390				△1,390
建物圧縮記帳積立金の取崩		-				-
当期純利益		3,329				3,329
自己株式の取得	△5	△5				△5
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			1,792	△59	28	1,761
事業年度中の変動額合計	△5	1,934	1,792	△59	28	3,696
2021年3月31日残高	△895	35,892	3,107	△145	107	38,961

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

第一実業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神代 勲 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉原 一 貴 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、第一実業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一実業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

第一実業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神代 勲 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉原 一 貴 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第一実業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、Web会議システム等の手段も活用しながら、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月11日

第一実業株式会社 監査役会

常勤監査役 川井 昭 宏 ㊟

社外監査役 松宮 俊彦 ㊟

社外監査役 小山 充義 ㊟

以上



# 株主総会会場ご案内図

## ソラシティカンファレンスセンター Room C

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地(御茶ノ水ソラシティ1階) 電話 03(6370)8600



### 交通機関

- JR中央線・総武線  
「御茶ノ水」駅(聖橋口)より徒歩2分
- 東京メトロ千代田線  
「新御茶ノ水」駅(B2出口)より徒歩1分
- 東京メトロ丸ノ内線  
「御茶ノ水」駅より徒歩5分

お願い 会場には駐車場がございませんので、  
お車でのご来場はご遠慮ください。

本年は株主総会ご出席者へのお土産の配付を取りやめさせていただきます。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。